

目黒区フードドライブ物品貸出取扱要綱

令和3年6月25日付目環り第454号 決定
令和7年3月10日付目環り第6624号 改正

(目的)

第1条 この要綱は、食品ロス削減の取組として、フードドライブ（家庭で余っている食品を集め、福祉団体や施設、フードバンクなどに提供する活動をいう。以下同じ。）の実施時に必要となる物品（以下「物品」という。）の貸出を行い、フードドライブの実施の支援を行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による物品の貸出の対象者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 区内の団体又は区内に所在する事業者であること。
- (2) 公序良俗に反する活動を行わない団体であること。

(貸出物品)

第3条 物品の貸出は、次に掲げるものを在庫の範囲内で貸し出すことにより行うものとする。

- (1) 食品回収コンテナ 2台まで
- (2) のぼり旗 2枚まで
- (3) のぼり旗用ポール及びスタンド 2組まで
- (4) 卓上ミニのぼり旗 2個まで

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、1か月以内で区長が認めた期間とする。ただし、区長が特別な事情があると認めるときは、この期間を延長することができる。

(貸出料)

第5条 貸出料は無料とする。

(貸出の申請)

第6条 貸出を希望する者は、食品を回収する2週間前までにフードドライブ物品貸出申請書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第7条 区長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに貸出決定を行い、フードドライブ物品使用承認書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(貸出方法)

第8条 前条の貸出の決定を受けた者は、食品回収1週間前までに清掃リサイクル課において、物品の貸出を受けるものとする。

(返却方法)

第9条 前条の規定により物品の貸出を受けた者(以下「借受者」という。)は、フードドライブ終了後、1週間以内にフードドライブ実施報告書(別記第3号様式)を提出するとともに、物品を返却するものとする。

(遵守事項)

第10条 借受者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 物品を改造しないこと。
- (3) 物品を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 回収した食品は福祉団体等へ寄付すること。

(貸出決定の取消し)

第11条 借受者が、前条各号の遵守事項に違反したときは、貸出の決定を取り消すものとする。

(損害賠償)

第12条 区長は、借受者が故意又は過失により物品を亡失し、又は甚だしく毀損した場合は、現品相当額又は修理費用金額を賠償させることができる。

(目黒区の免責)

第13条 区は、フードドライブ実施に伴い発生したトラブル等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この要綱を運用する上で、必要な事項は、区長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年3月10日から施行する。